

## 受信料支払い停止の経緯に関する報告資料

2014年4月28日

多 菊 和 郎

NHK会長に対し会長職の辞任を求める書簡と、NHK経営委員長に対し会長の罷免を求める書簡を2014年3月3日付でNHKに送付しましたが、3月下旬に至っても辞任・罷免が実現する兆候は皆無であったため、2通の書簡に明記したとおり放送受信料の支払いに関わる具体的な行動に移ることにしました。以下はその経緯に関する報告資料です。

まず3月24日に、NHK受信料の口座振替を依頼している銀行へ行き、受信料について「預金口座振替解約届」を提出しました。その解約届の「お客様控」のコピーを同封して<資料1>の文書をNHK営業局長あてに送りました。

### <資料1> 受信料支払いに関するNHKへの通知文書

◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇

2014年3月24日

日本放送協会  
視聴者総局  
営 業 局 長 殿

日本放送協会と私との放送受信契約に基づく放送受信料の支払いについて下記の諸点を通知します。

氏 名 多菊和郎 (タギク カズオ)  
住 所 (削 除)  
お客様番号 (削 除)  
現在の契約 衛星 12か月前払い 銀行口座振替  
直近の振替 平成25年10月28日

### 記

- 1 2014年3月24日を以て放送受信料の支払いを停止します。取引銀行に提出した「預金口座振替解約届」のコピーを同封します。NHKに対する別の書面の提出が必要であればご連絡願います。

支払い停止の理由は、NHK会長としての資質・適格性を欠く人物が会長に就任し、

これによって公共放送が危機にさらされている事態に関しNHK会長とNHK経営委員会に抗議の意思を示し、靱井会長の辞任もしくは罷免を強く求めることにあります。公共放送を大切に思う視聴者の「責務」として、視聴者の意見をNHKに伝えるための最後の手段を行使します。

なお、靱井勝人会長と浜田健一郎経営委員長あての書簡を3月3日付でNHKふれあいセンターに送付してあります。参考までに書簡のコピーを同封します。この2通の書簡の内容は3月19日以後、インターネットのホームページ上で公開しています。(URLは <http://home.a01.itscom.net/tagiku>)

2 2014年4月から同年9月までの受信料の返還を求めます。返還を求める金額は11,720円です。算出根拠は次のとおりです。

既に支払った受信料(24,090円) - 6か月前払い受信料(12,370円)

3 前項のとおり今後6か月の受信料の返還を求める最大の理由は、本書面によって受信料の支払い停止を通知したにもかかわらず、今後6か月の間、私が受信料を支払っている契約者の一人として扱われることは断じて是認できないからです。受信規約によってこうした形での受信料の返還はできないとの回答も想定されますが、上記第2項の返還請求を根拠として、私の受信契約者としての立場を直ちに「受信料支払い停止者」または「受信料支払い拒否者」の категорияに移行することを強く求めます。

4 以上の3項について、日本放送協会としての文書による回答を求めます。

4-1 第1項については受信料支払い停止を伝える書面(この文書)と「預金口座振替解約届」のコピーを受け取ったことを確認してください。

4-2 第2項については既に支払った受信料の一部返還を行なうかどうかとその理由を回答願います。

4-3 第3項については、受信契約者としての私の分類を私の要求のとおり、ただちに「支払い停止者」等に移すかどうかを回答願います。

4-4 回答文書は、営業局長もしくはその権限を代行できる役職の方からの回答として、役職名と氏名を明らかにした文書でお示してください。

4-5 回答文書の内容は協会と私のいずれもが公開できるという前提で提示してください。

4-6 回答文書は本年4月2日までに発送してください。

以上

◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇ . . ◇

上記の文書に対してNHK側から4月2日付で<資料2>の回答文書が送られてきました。回答者は多菊の居住地の受信料業務を担当する営業部署の副部長さんです。

<資料2> NHKからの回答文書

◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇

平成26年4月2日

多菊和郎様

拝啓 日頃よりNHKの放送事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたびは、2014年3月24日付で日本放送協会営業局長あてにお手紙をいただきました件で、局長の指示により、〇〇（地域名）を担当する〇〇放送局〇〇（営業担当部署名）副部長の〇〇（氏名）より、ご返事申し上げます。

ご指定される口座からの放送受信料の振替は、今回お届けくださった「口座振替解約届」により振替停止の手続きをいたします。

なお、多菊様が、NHKのテレビ放送を受信できる設備をお持ちの場合、引き続き放送受信料のお支払いが必要です。次回からは、お振込用紙によるお支払い方法に変更させていただきます。これまでのお支払いコースに基づいて「年払い」の振込用紙をお送りいたします。お支払いをお願いいたします。さらにお支払方法を「2か月払い」あるいは「6か月払い」に変更をご希望の場合は、お手数をおかけいたしますが下記までご連絡ください。

また、このたびのご返事は、多菊様への個別のものでありますために、インターネットのホームページ等での公開につきましては固くお断りいたします。

最後に、先に3月3日付でお送りいただいた会長と経営委員長に対するご意見につきましては、既にしかるべき担当に渡しておりますことを申し添えます。

敬具

日本放送協会 〇〇放送局  
〇〇〇〇（営業担当部署名）  
副部長 〇〇〇〇（氏名）  
電話番号 〇〇〇〇

◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇

この回答は当方（多菊）にとってきわめて不十分な内容であると判断し、<資料3>の文書を、回答者の副部長さんあてに送りました。

<資料3> 受信料支払いに関しNHKに再度回答を求める文書

◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇

2014年4月4日

日本放送協会 ○○放送局  
○○○○（営業担当部署名）副部長  
○○○○（氏名）様

（多菊住所…削除）  
多菊和郎

前略

2014年3月24日付で私から日本放送協会営業局長あてにお送りした文書に対するお返事を4月3日に拝受しました。お忙しいなか、お願いした期日内にお答えをいただきありがとうございます。ありがとうございました。

さて上記3月24日付文書において私は、(1)3月24日を以ってNHKに対する放送受信料の支払いを停止することをお伝えするとともに、(2)これに関して以下の3項目について回答を求めました。

- 項目1 「放送受信料支払い停止を通知する文書」およびその付属資料「預金口座振替解約届（控）」を日本放送協会が受け取ったことの確認
- 項目2 私が既に支払った2014年4月から9月までの放送受信料の返還について協会が応じるか否かの回答と応じない場合はその根拠の開示
- 項目3 仮に協会が前項の前払い金の返還に応じない場合にも、協会内における私の受信契約者としての分類を、「本人の明確な意思に基づいて受信料の支払いを拒否している契約者」の範疇にただちに移行することを求めるが、この要求に対する協会の正式な回答とその理由（アンダーライン部分の表現は明確化を図るため修正しました。）

まず第1の項目については、2014年4月2日付の○○放送局○○（営業担当部署名）副部長さんからの文書で、当方が求めた回答の半分は答えていただいたと思います。半分の回答ということの意味を説明します。いただいた回答は私がお送りした「受信料支払い拒否の通知」を受取ったという確認ではなくて「送られてきた口座振替解約届に基づいて受信料支払いの方法を口座振替から継続振込という方法に切り替える」という確認のお知らせに過ぎません。これは、日本の公共放送制度の根幹を危うくする問題が原因で受信料の支払いを拒否するという、まことに心苦しい行動によってしか実効のある

意見表明ができない視聴者の意向を、協会の経理や財政の基本指標の上では、数ヶ月から1年の間、まったく無視し続けるという経営方針の表れと受け取られても仕方ないでしょう。このような「意図的なすれ違い回答」を誰が起案したのか知る由もありませんが、この文書は「営業局長の指示」によって発出されたとのことなので、営業局長さんのご判断によるものと理解しておきます。視聴者からの意見や申し出に、真正面から「正々堂々」と答えていただけることを期待していたので残念です。

しかし当方からお送りした「受信料支払い停止通知」が支払い停止の理由の説明も含めて日本放送協会営業局に受領されたことは、実質的に将来にわたって明証が得られたと思量されるので、第1項目については、不十分ながらも一定の回答を得たものと判断します。

第2項目については、4月2日付のお手紙ではまったく言及がありませんでした。これも営業局長さんの判断か〇〇〇〇（営業部署名）の副部長さんの判断によるものか分かりませんが、諾否を明確に回答すべき事柄です。協会の内部では「答えるのも馬鹿ばかしい」と思われている質問でも、視聴者が真面目に尋ねていることには誠実に理を尽くして説明し回答すべきです。

よって項目2について、あらためて回答を求めます。

第3項目についても、お送りいただいた文書では一言も触れられていません。当該文書の末尾に「3月3日付でお送りいただいた会長と経営委員長に対するご意見につきましては、既にしかるべき担当に渡して」とあるとの申し添えがありました。この一文のお気遣いはうれしく思います。ただし私が3月3日付で送った書簡は、NHKふれあいセンターの多くの担当者のなかの誰かの手で仕分けされ、「視聴者対応月次報告書」の「視聴者の声 分野別件数」の中の「経営」という分類の件数が1件増える結果を生じただけのことと推察しています。それはそれで意味のあることと思いますが、この月次報告書では「経営」に関する視聴者からの意見の件数が2013年12月の548件から2014年2月の11,179件へと倍増しているのに、その増加の理由や意見の内訳については一切の説明がありません。国会答弁で答えられた「批判的な意見は2万数千件」という曖昧な説明との関係もまったく分かりません。

投書やメール、電話等による視聴者の意見の動向をもっと誠実に詳細に公表すべきであると考えます。同時に、今回の問題を契機として寄せられた受信料支払い留保等の通知件数と、実際に受信料支払い停止に踏み切った受信契約者の数を（前払い受信料の残存者も含めて）きちんと公表し、協会の経理・財政への短期・中期の影響の有無を明らかにすべきです。また一方で、大きな批判を浴びている一部経営委員の言動に賛同して「不払い」から「支払い」へ転じた人もあるとの噂を聞きますが、そのような視聴者の意見や支払い開始者数も明示すべきです。嵐が過ぎ去ることを期待したり、「人の噂も

七十五日」とばかりに小手先の術策を弄ぶことは公共放送機関の取る道ではありません。「公共性」ということの中には「公開性」「透明性」という重要な要素が含まれています。「組織防衛」のつもりで実施した目先の戦術が中長期的には、守るべき組織の「崩壊」を招いてしまった実例が多々あります。

本論にもどり、項目3についても、あらためて正式の回答を求めます。

上記2項の回答を、2014年4月11日までに発送願います。

草々

◇．．◇．．◇．．◇．．◇．．◇．．◇

この後、4月8日にNHKの地域放送局営業担当部署の副部長さんから多菊の自宅へ電話があり、先方からの連絡と若干の説明がなされました。電話の内容の要点とその後の経過を<資料4>としてまとめました。

#### <資料4> NHKからの電話の内容とその後の経過のメモ

◇．．◇．．◇．．◇．．◇．．◇．．◇

##### 1 電話の内容

- ・本年4月から9月までの納入済み受信料を返還する。返還金額は11,720円（請求金額と同じ）。返還金の振込口座を確認したい。事務処理に多少時間がかかる。
- ・4月以降の受信料について「放送受信料払込用紙」を送付する。2か月払、6か月払、1年払の選択ができる。
- ・この手続きは契約者からの申し出による「口座振替から継続振込への変更」という事務処理であり文書での回答はできない。
- ・「受信契約者としての分類の変更」については回答が難しい。NHK営業部門としては、口座振替から継続振込への変更者数などの集計は行なっているが、変更の理由にまで立ち入った分類や集計は行なっていない。したがって「明確な意思表示をして受信料を支払わない契約者」という受信契約者区分そのものが無い。
- ・（そのような公式見解を文書で回答してほしいという要請に対し）上司と相談してみるが4月11日までに回答することはできないと思う。

##### 2 その後の経過

- ・4月17日に今後6か月分の受信料返還金が指定の銀行口座に振り込まれた。
- ・4月23日に4月から1年間の「放送受信料払込用紙」が送られてきた。払い込みの期限は5月7日となっている。
- ・4月28日現在、「受信契約者としての分類の変更」に関する回答文書は届いていない。

◇．．◇．．◇．．◇．．◇．．◇．．◇

以上の経緯を経て私個人としては、受信料の支払いについての「フリーハンド」を、当初の状態より6か月早く確保しました。NHKにとって一旦収納した受信料の一部を返還することが、日常的に行なわれる普通の事務処理であるかどうかはよく分かりません。NHK営業局としては、受信料の「支払停止」についての議論に立ち入ることを避け、口座振替を継続振込に切り替える手続きによって、切れ目のない受信料請求を維持するという体裁を繕ったのであろうと推測しています。

私が受信料の支払いを停止しても、その行為の結果は文字どおり「九牛の一毛」に過ぎません。また、多くの人びとが同じような行動を選んでも、それが「決定的な力」となる保証はありません。組織の中で権限を行使することには貪欲でも、視聴者に対して公共的責任を取ることに無頓着な人物は、たとえNHKの受信料収入が半減しても、まったく痛痒を感じないかも知れません。それを是認し支援する権力が背後に存在することも明らかです。しかし私たちは、個人としてもグループとしても出来る方策をまず実行してみることが大事だと思います。問われていることは「NHKの経営責任者に関する異常な人事」の問題にとどまらず、民主主義の否定と破壊にどう対処するかという、荷の重い課題ではないでしょうか。

付記1 多菊和郎へのご連絡は次のメールアドレスあてにお願いします。

[tagiku@dt.catv.ne.jp](mailto:tagiku@dt.catv.ne.jp)

付記2 次ページ以下に参考資料を1件お示ししました。

<参考資料> 放送受信料制度の始まり―「特殊の便法」をめぐって― 多菊和郎  
(江戸川大学紀要『情報と社会』第19号 2009年3月14日発行)

NHKを定年退職し大学の教員をしていた2008年に、上記題名の論文を書きました。大正末期のラジオ放送開始に際して聴取料制度がどのように形づくられたかを検証したもので今日の時事的なテーマを扱ったわけではありません。しかし執筆の動機となった出来事は直近のNHK経営問題でした。その問題についての記述が論文の結びの部分「おわりに」に含まれているのでご参考までに転記します。

◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇・◇

おわりに

2004年7月に明るみに出たNHK職員による巨額の番組制作費不正支出問題に端を発して、多くの視聴者が受信料支払いの拒否や保留に転じたためNHKの経営は危機に瀕した。2003年度の受信料収入は6,478億円であったが、2004年度は6,410億円となり受信契約総数は28万件的マイナスとなった。2005年度の受信料収入は6,024億円にまで減少し契約数は44万件的減となった。1990年以来NHKは受信料の値上げを行わないまま、受信料収入の総額を年々着実に増加させてきた。衛星放送付加料金の新設が増収の主因であり、「NHKの維持運営のための負担金」という受信料の性格とは整合性を欠く嫌いもある受信料体系ではあったが、ともかく2003年度は前年度に較べて15万件的契約増があり、53億円の受信料収入の増加があったのである。

危機の発端は職員の不正行為にあったが、これほど大量の視聴者がNHKへの抗議の最終手段とも言うべき受信料支払いの拒否や留保に踏み切った理由は、NHKの経営責任者たちの事態への対応の仕方と、そこに反映された経営の体質に対する厳しい批判であったと考えられる。

政府の規制改革・民間開放推進会議の答申は「最早これは単に不祥事による一時的な現象と見るべきではなく、視聴の有無にかかわらず国民に負担を求めるという受信料制度が構造的に抱える問題が表面化したと考えるべきである」と主張し(注)、会議の議長は「すでに受信料制度は破綻している」と発言したとが報道されているが(注)、この発言に一片の真実が含まれるとすれば、それは次のようなことであろう。

受信料支払い拒否や留保の挙に出た視聴者の心理と論理は、「放送を受信するには受信料を納めることを要するものという社会常識、社会慣習」(荘宏、前掲注)とは遠く隔たったものとなり「民族がつくり上げた貴重な歴史的遺産」(荘宏、前掲注)は「過去の遺物」であることが今さらながら明確に示されたということである。

少なからぬ受信者たちが、かつて臨放調答申が「密着」という言葉で期待したように、NHKを“自分たちの放送局”に近いものと感じており、公共放送の理念をそれぞれに理解し受け入れていたであろうと推測できる。しかしNHKの側が十分に“視聴者に顔を向



けた”放送局でなかったために、視聴者の“権利”のうちの「最後の手段」を行使した。その意味では、受信料制度は破綻したのではなく、設計どおりに機能したと言えよう。

2006年度を境として受信料の収納状況は改善に向かった。信頼の回復を目指すNHKの努力が奏功したこと、「民法的な損害賠償みたいなもの」(注)が具現された、簡易裁判所を通じての支払い督促が波及効果を生んだことなどが局面転換の要因と考えられるが、なお一点確認しておくべきことがある。それは、NHKの経営基盤が弱体化すれば、政治権力は間髪を容れずこのメディアへの支配拡大に着手することがはっきりと見えたことである。NHK経営委員の選任に党派性を持ち込む、それを通じての執行部人事への影響力行使、国際放送における命令放送(要請放送)の国策宣伝放送化、法改正と受信料値下げの奇妙な取引など、いくつもの術策が強行され、また強行されようとした。

こうした状況を見て、すでにNHKに最後通牒を突きつけた人々の一部は、NHKの信頼回復への努力を監視することと併行してその経営基盤の再強化を支援する必要と、同時に権力の公共放送への介入に対して出来るだけの対抗措置を講じる必要という、二重三重の複雑な行動を迫られるに至った。NHKの受信料収入回復の背景にはこうした要素が含まれているものと思われる。

2004年の不祥事発覚以来のNHK経営の「危機」をこのような視点から見ると、現在の放送受信料制度の人々の内面への浸透の深さと定着の確かさの度合いは、むしろこれから試されるべきものである。日本の放送受信料制度は、「特殊の便法」という出自に由来する脆弱性を内包しているが、その出発点から数えれば80年余り、臨放調の答申から数えても40年余りの間、基本的な仕組みは命脈を保ってきたのであるから、逆説的な言い方をすれば“強靱な”制度であるのかも知れない。ただしその強靱さは、いくつかの補強策との組み合わせによって維持されてきたのであり、今日における不可欠の補強材は、事業体に寄せる受信者の信頼であり、公共放送の王道を右顧左眄(うこさべん)せず歩む真摯で勇敢な経営姿勢であろう。



付記 上記資料論文の全文をホームページからPDFファイルでご覧いただけるよう用意してあります。「受信料制度の脆弱性」や「特殊の便法」といったことに疑問や関心をもたれた方はご参照ください。

URLは <http://home.a01.itscom.net/tagiku>

サイト名は「多菊和郎のホームページ」です。